

資料 2

宮城県新型コロナウイルス感染症対応方針
(案)

令和2年7月
宮城県

<本編>

I 策定の趣旨	1
II 対象期間	1
III これまでの対応状況と今後の課題.....	2
1 感染状況（令和2年7月10日現在）	2
2 検査体制及び医療提供体制（令和2年7月10日現在）	3
3 感染症に関する県及び国の対応（経過）	4
4 感染症対策のための県の体制	6
5 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置とその影響	7
6 県内における影響と課題.....	9
IV 基本的な考え方	16
V 今後の取組（対策の柱）	18
1 医療提供体制と感染拡大防止策の強化	18
2 生活・雇用の維持と事業の継続.....	19
3 「新しい生活様式」への対応	21
4 経済活動の回復と強靭な経済構造の構築	23
5 その他（県庁での取組等）	24
VI 取組の実現に向けて	25
【資料1】新型コロナウイルス感染症 検査・医療体制イメージ図	26
【資料2】新型コロナウイルス感染症のみやぎアラートについて	27
【資料3】緊急事態宣言解除後の「移行期間」について	30
【資料4】新型コロナウイルス感染症に関する要望（宮城県）概要	32
【資料5】新型コロナウイルス感染症対策に関する全国知事会要望一覧	33

I 策定の趣旨

昨年12月に海外で初めて確認された新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）は、本年1月に日本でも初めて感染が確認され、現在は世界中で感染の流行が継続しています。本県では、2月に最初の感染者が発生して以降、医療機関や市町村、事業者などと連携し、検査体制の充実・拡大や、無症状者・軽症者を含む医療提供体制の整備、感染拡大防止のための施設の使用制限やイベント、外出などの自粛等に、県民一丸となって取り組んだ結果、5月末までに感染拡大の波が収束しました。

一方、学校休業が長期化したことや、全都道府県を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされたことに伴う休業要請、県境をまたぐ移動の自粛をはじめとする不要不急の外出の自粛などにより、県民生活及び県経済には深刻な影響が生じています。

国の補正予算に対応し、県でも様々な対策を講じてきたところですが、日本銀行が発表した東北の6月短観（全国企業短期経済観測調査結果（東北地区6県））では、全産業の業況判断指数（D I）がリーマン・ショック時（2009年9月）に次ぐ低水準で、下げ幅は過去最大となり、また、雇用情勢についても、令和2年5月末現在の有効求人倍率が1.26倍と前年同月比で0.39ポイント減となるなど、感染拡大による経済の低迷が浮き彫りとなっています。さらに、首都圏では、6月下旬以降、若い世代を中心に感染者数が再び増加傾向にあり、全国的に再拡大が懸念されるなど、収束の見通しが立たない状況が続いている。

今後、ワクチンや治療薬が開発されるまでの間は、感染症との共存も視野に入れながら、感染拡大の第二波、第三波を想定し、感染者の早期発見・早期治療など感染の影響を最小限に抑える感染拡大防止体制を整備するとともに、落ち込んだ県経済の回復と、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を取り入れた事業継続等を実現するための取組を進めていく必要があります。

このため、感染拡大の防止と県経済の再生に向け、今後、県が市町村や関係機関と連携しながら取り組むべき方向性を示すとともに、必要な対策をとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対応方針」を策定することとしました。

II 対象期間

この方針は、令和2年度における感染症への当面の対策の方向性を示すものです。

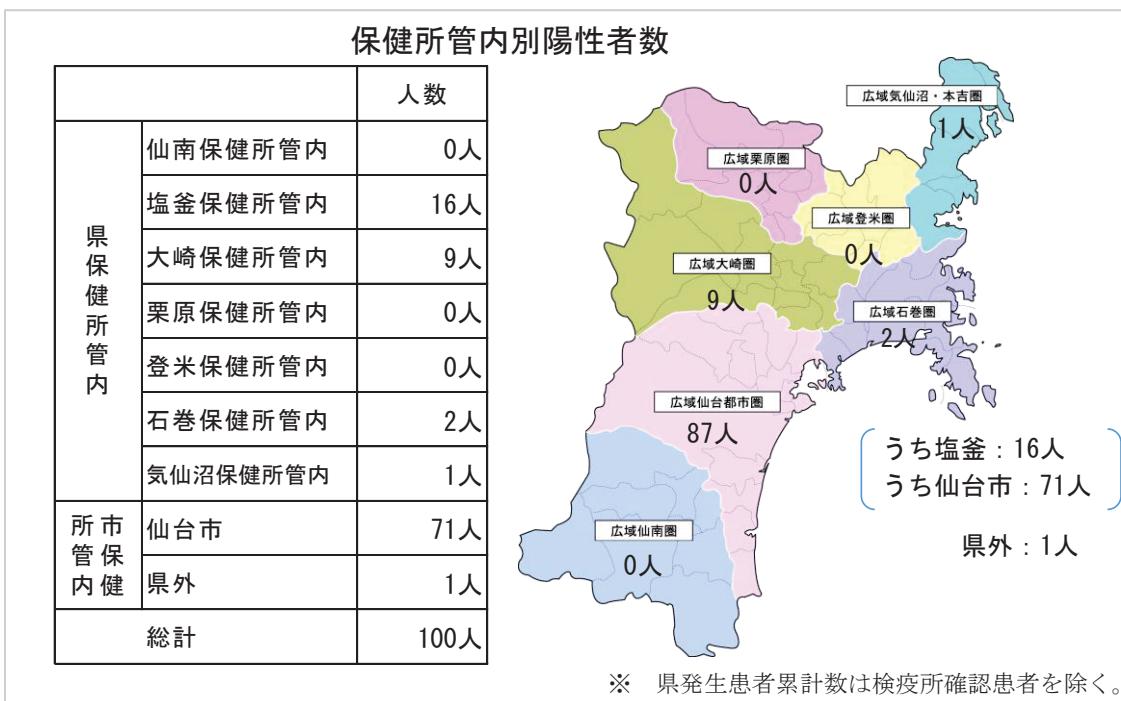
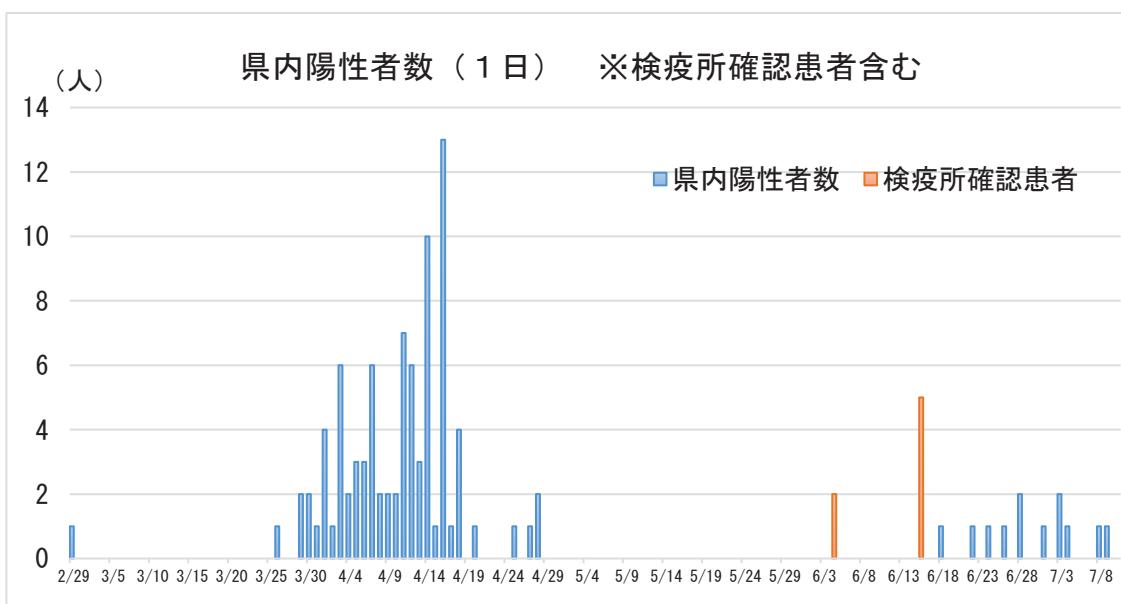
なお、中長期的に必要となる対策は、県の総合計画などで対応していくこととしています。

III これまでの対応状況と今後の課題

1 感染状況（令和2年7月10日現在）

県内では、2月29日に初の感染症の陽性者が確認されました。3月下旬以降は、クラスターの発生などにより陽性者が急増し、4月16日には1日当たり最大となる13名の陽性者が確認されました。

また、これまでの累積陽性者数は100名となっており、そのうち、仙台市の陽性者が72名となっています。仙台市以外の陽性者は28名となっており、塩釜、大崎、石巻及び気仙沼の各保健所管内で陽性者が確認されています。



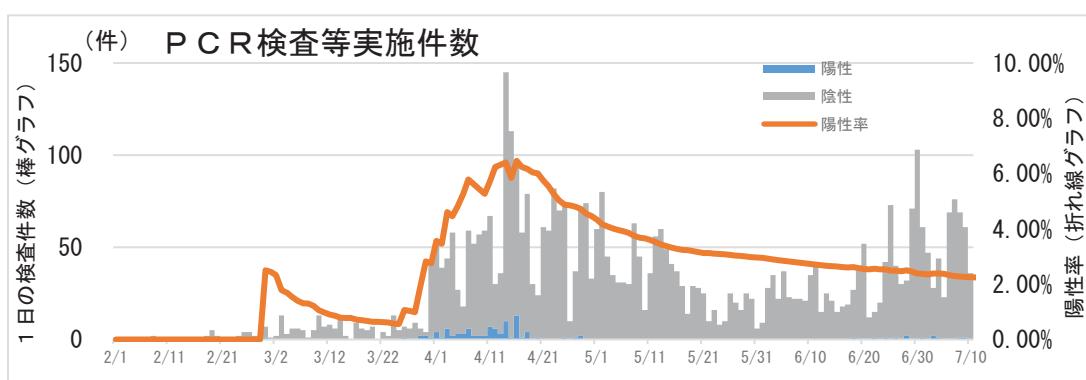
2 検査体制及び医療提供体制（令和2年7月10日現在）

(1) 検査体制及び外来体制

県内3箇所の検査機関（県保健環境センター、仙台市衛生検査所、宮城県医師会健康センター）において、1日当たり最大200件の検査が可能となっています。検査数については、検査を開始した1月30日以降、累積で4,446件となっており、4月14日には1日当たりの検査数が最大の145件となりました。

また、「帰国者・接触者外来」は、27医療機関に設置されており、このうち、12医療機関では、ドライブスルー方式により検体採取を実施しています。

さらに、地域における効率的な検査体制及び外来体制の整備が検討されており、地域外来・検査センターや検査協力医療機関などの設置も行われています。

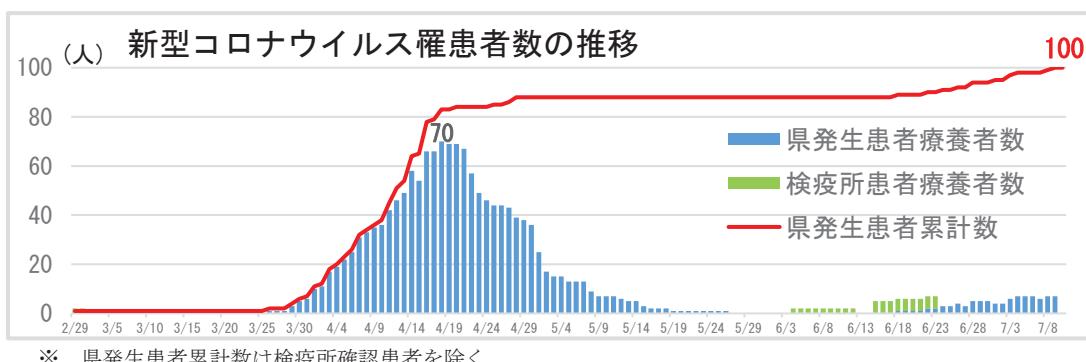


(2) 入院医療体制

県内の療養者数は4月18日に70名まで増加しましたが、その後は減少に転じ、5月27日には、0名となりました。しかし、6月18日に51日ぶりに感染者が確認され、現在は、7名が療養しています。

これに対し、入院受入病床は、感染症指定医療機関7病院と入院協力医療機関13病院で合計90床程度確保するとともに、軽症者等に係る宿泊療養施設として、4月から6月には200室を、その後も100室を確保しました。現在は次の感染拡大に備え、より効果的な体制整備を進めています。

また、感染症患者の受け入れについては、有識者等で構成する「新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部」を設置し、入院先医療機関の調整、宿泊療養施設への入所決定等を一元的に実施しています。



※ 県発生患者累計数は検疫所確認患者を除く。

3 感染症に関する県及び国の対応（経過）

県では、国の対策本部設置に先駆けて、「宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置したほか、国の方針に基づき、関係機関や市町村と連携しながら感染症対策を講じてきました。

＜県及び国の対応経過一覧＞

日付 (令和2年)	国（政府）	宮城県
1月	15日 国内初の感染症患者発生	
	27日	「宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（5/26までに計10回開催）
	28日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の公布（2/1施行）	
	30日 「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置	新型コロナウイルス感染症PCR検査開始
2月	4日	健康電話相談窓口（コールセンター）開設
	13日 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（第1弾）決定	
	25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定	
	27日	「県主催イベント・会議等の考え方について」決定
	28日 全国小中高等学校等一斉休業の要請（3/2～春期休業開始日）	県立学校の臨時休業決定（県立中学校・高等学校3/2～3/24），以降隨時延長
	29日	県内初の感染症患者発生
3月	10日 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（第2弾）決定	
	11日	PCR検査実施可能機関を2機関から3機関に拡充
	13日 新型インフルエンザ特別措置法（特措法）改正（新型コロナウイルス感染症に適用3/14～）	
	17日	新型コロナウイルス関連補正予算可決（第371回県議会2月定例会）
	26日 特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置（1/30設置の本部から移行）	特措法に基づく「宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置（1/27設置の本部からの移行）及び「宮城県危機管理対策本部」の設置
	28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定	
4月	3日	緊急共同記者会見により知事から県民に外出自粛を要請（仙台市，宮城県医師会，仙台市医師会）
	7日	・緊急事態宣言を7都府県に発令（4/7～5/6） ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」決定
	9日	・共同記者会見により知事から県民に外出自粛を要請（宮城県医師会，東北大学病院，東北医科大学） ・重症度判断，入院調整等を行うための「宮城県調整本部」設置
	10日	感染症対策に係る市町村長会議をWeb開催

日付 (令和2年)	国（政府）	宮城県
4月	16日 緊急事態宣言の対象区域を全国に拡大（4/16～5/6）	軽症者等の宿泊療養施設への受入れ開始
	17日	外出の自粛要請等（4/17～5/6）
	18日	宮城県緊急事態宣言相談ダイヤル開設（4/18～5/29）
	21日	・施設の使用停止及び催物の開催停止の要請等（4/25～5/6） ・議員全員協議会で「宮城県における新型コロナウイルス感染症対策（案）」を配布
	22日	第2回市町村長会議（Web会議）で、「宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を決定
	24日	東北・新潟緊急共同宣言（都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛のお願い等）
	30日 「緊急経済対策関係経費」を含む補正予算を議決	
5月	4日 緊急事態宣言の期間延長（5/7～5/31）	
	5日	県境をまたぐ移動の自粛及び接待を伴う飲食店等への外出の自粛要請等（5/7～5/25）
	8日	東北・新潟共同メッセージ（県境をまたぐ移動等の自粛の継続へのお願い等）
	14日 39県の緊急事態宣言を解除（本県含む。）	
	15日	・特定警戒都道府県（北海道、関東4都県、関西3府県）への移動は避けるよう要請（5/15～5/25） ・新型コロナウイルス関連補正予算可決（第372回5月臨時会）
	21日 3府県の緊急事態宣言を解除	
	25日 全国で緊急事態宣言の解除	みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の運用開始
	26日	段階的に社会経済の活動レベルを引き上げる移行期間へ（5/26～7/31）
6月	1日 移行期間ステップ①へ移行	・県立学校の臨時休業からの再開 ・移行期間ステップ①へ移行 ^{※1}
	12日 「対策関係経費」を含む第2次補正予算を可決	
	19日 移行期間ステップ②へ移行	移行期間ステップ②へ移行
7月	6日	新型コロナウイルス関連補正予算可決（第373回県議会6月定例会）
	10日 移行期間ステップ③へ移行	移行期間ステップ③へ移行
	14日	新型コロナウイルス関連補正予算案上程（第374回県議会7月臨時会）予定
	8月 1日 【移行期間後】～移行	

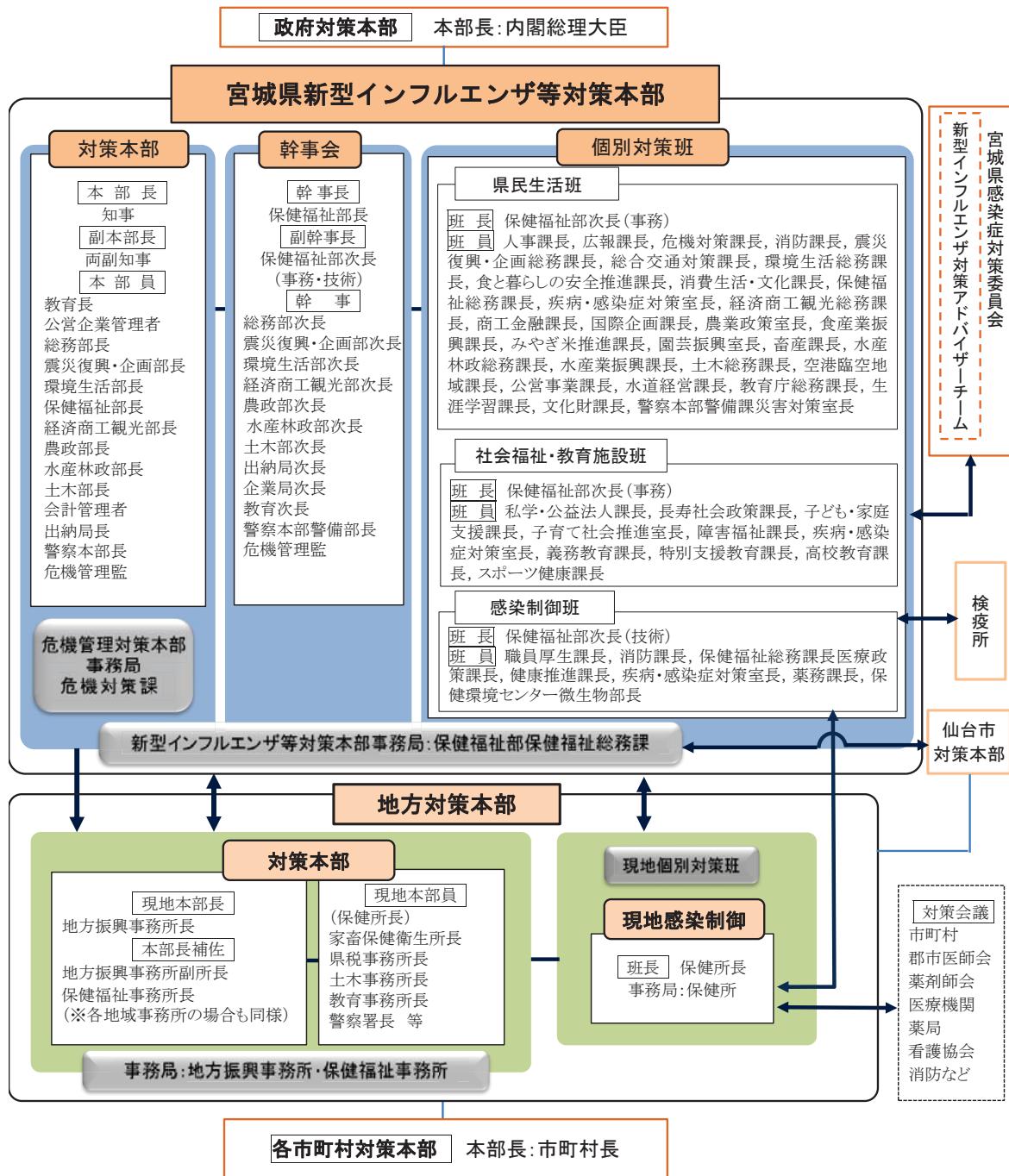
※8月の項目は、令和2年7月現在で把握しているものです。

※1：【資料3】 緊急事態宣言解除後の「移行期間」について

4 感染症対策のための県の体制

県内の新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進等を図るため、1月27日に知事を本部長とする宮城県新型コロナウイルス対策本部を設置（3月26日に特措法に基づく対策本部に移行）しました。また、対策本部を補佐する幹事会等を設置しているほか、各地方において総合的な対策を講じるため、地方対策本部を設置しています。

宮城県新型インフルエンザ等対策本部体制



（「宮城県新型インフルエンザ等対応マニュアル」から抜粋）

※本部名称は1月27日に設置した本部名称を引き継いだため図中の名称と一致しない。

5 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置とその影響

(1) 緊急事態措置等の実施

4月7日に緊急事態宣言が発令されて以降、県では、県内全域を対象区域として、以下の緊急事態措置等を実施しています。

期間	緊急事態宣言措置等（特措法根拠条文）
	4月7日 緊急事態宣言
	4月16日 緊急事態宣言 全都道府県に区域拡大
4月17日	・外出の自粛要請（第45条第1項） ・催物の開催自粛の要請（第24条第9項）
4月24日	・商店街やスーパー・マーケット等における感染拡大防止についての協力要請（第24条第9項）
4月25日	・施設の使用停止及び 催物の開催の停止要請等（第24条第9項）
	4月29日 ・施設の使用停止要請及び要請した旨の公表（第45条第2項・第4項）
	5月4日 緊急事態宣言 5月31日まで期間延長
5月7日	・外出の自粛要請（第24条第9項） ・催物の開催自粛の要請（第24条第9項） ・施設における感染防止対策の徹底の要請（第24条第9項） ・職場における感染防止対策等に係る取組の要請（第24条第9項）
	5月14日 緊急事態宣言 区域から宮城県が除外
5月15日	・外出についての要請（第24条第9項） ・職場における取組についての要請（第24条第9項） ・催物開催についての要請（第24条第9項） ・施設における取組についての要請（第24条第9項）
	5月25日 緊急事態解除宣言
5月26日 (移行期間)	【要請の段階的緩和へ】 ・外出についての要請 ・職場における取組についての要請 ・催物開催についての要請 ・施設における取組についての要請
7月31日	

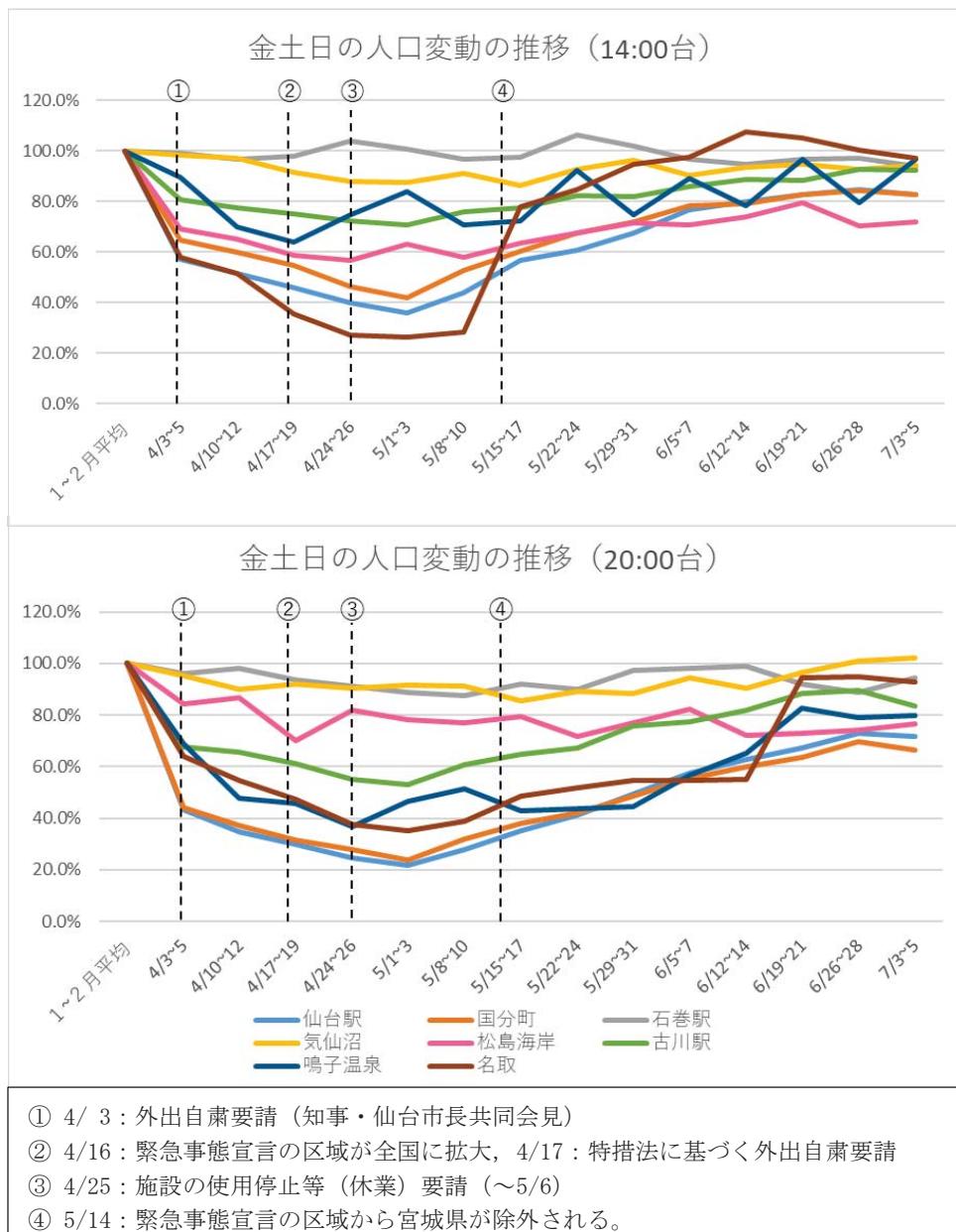
(2) 外出自粛要請期間前後の人口変動（令和2年7月6日現在）

県では、4月17日に特措法に基づく緊急事態措置を実施する以前から、外出の自粛要請を行っており、県内における人の移動状況を把握するため、携帯電話会社のビッグデータを活用した人口変動調査を実施しています。

1月から2月までの金・土・日曜日の平均値を100とした場合、知事が外出自粛要請をした4月3日以降、ほとんどの地点で減少の傾向が見られました。

また、緊急事態宣言の全国への拡大を受けて、特措法に基づく外出自粛要請や施設の使用停止（休業）要請により、4月25日から5月6日までの間は減少幅が大きくなり、特に、仙台市中心部や大型商業施設のある名取市周辺では、3割程度まで減少しました。

緊急事態宣言が解除された5月14日以降は徐々に回復していますが、7月に入つてからも、1月から2月の平均値を上回る地点は少ない状況にあり、感染症への不安から慎重に行動されている様子が窺われます。



6 県内における影響と課題

(1) 医療

<検査体制等>

県では、県内において感染者が確認される以前から、仙台市と共同で「健康電話相談窓口（コールセンター）」を開設するとともに、「帰国者・接触者外来」の設置や検査体制の整備を図ってきました。こうした、より早い段階での感染者の把握に向けた取組は、短期集中的に感染拡大を収束させることに有用であり、今後も、感染状況に応じた適時適切な相談体制の構築や、検査の体制及び手法等の拡充が必要となります。

また、県では、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、感染が疑われる方々の受診に関して、適切な助言と、検査機関や医療機関との調整を行うほか、保健所による「積極的疫学調査」の実施による濃厚接触者の把握等に努めており、今後も、これらを継続する必要があります。

<医療提供体制>

感染症患者の受け入れについて、入院受入病床や軽症者等を受け入れるための宿泊療養施設を確保し、環境を整備してきましたが、段階に応じ病床等を確保する必要があり、基準等の作成が求められています。医療従事者等は、常に感染のリスクを負いながら、感染症患者の治療等に従事してきており、安定的な医療を継続して提供するためには、医療従事者等への支援や院内感染防止に向けた施設・設備の整備が必要となっています。

また、治療等診療には、マスク、医療用ガウン等の医療資機材が不可欠ですが、国内外における感染拡大に伴い、医療機関等ではそれらの調達が困難な状況となったため、県では、医療資機材の調達と医療機関等への供給に努めています。今後予想される感染拡大の波に備え、引き続き、医療機関等における医療資機材等の安定的な調達が重要となっています。

加えて、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関では、感染症患者の入院受入病床を確保するため、感染症以外の疾患有する方への医療提供を抑制せざるを得ない事態が生じているほか、病院経営への圧迫も懸念されています。こうした医療機関等への支援を通じ、感染症患者と感染症以外の疾患有する方への医療提供体制を確保することが必要です。

(2) 福祉

<社会福祉事業>

重症化するリスクが高い方が利用することの多い社会福祉施設では、特に、感染防止策の徹底が求められ、職員の負担増加が懸念されています。事業を継続していくためには、感染防止への取組支援、職員向けの研修や相談体制の強化などが必要です。

また、施設内で患者が発生した場合のサービス継続に関する課題が顕在化しており、感染拡大防止対策の強化や職員派遣等応援体制の構築などが必要となっています。

＜日々の暮らし＞

更なる感染拡大を防止するため、県内でも、各種事業の休止や日常生活における自粛が必要となりましたが、結果として、事業者や世帯における収入が減少したほか、人と人との交流機会の減少は避けられませんでした。

世帯における収入の減少に伴い、生活に必要な支援が求められるほか、休業、解雇といった被雇用者それぞれの状況に応じたきめ細かな支援が必要となっています。

また、交流機会の減少により孤立することが懸念される妊産婦やひとり親家庭のほか、見守り機会の減少等により増加が懸念される児童虐待やDVに関し、感染防止に配慮した相談体制を構築・強化するなど、安心して生活ができる環境を提供する必要があります。

(3) 災害対応

感染症流行時においても、地震や豪雨など災害発生の可能性があることから、早急に、感染防止に配慮した避難体制の再構築が求められます。そのため、避難所運営の主体となる市町村が適切な対応をとることができるように支援する必要があります。

(4) 経済

＜経済・雇用情勢＞

日本銀行仙台支店が発表した東北の6月の全国企業短期経済観測調査結果(短観)によると、全産業の業況判断指数(DI)はマイナス31で、リーマン・ショック時(2009年9月)に次ぐ低水準となり、下げ幅は過去最大となるなど、感染拡大による経済情勢の深刻な状況が浮き彫りになりました。雇用情勢についても、令和2年5月末現在の有効求人倍率が1.26倍と前年同月比で0.39ポイント減となるなど、新型コロナウイルス感染症による経済の悪化が、影響を及ぼしていることが確認できます。

県内においても、業績が悪化した企業は、従業員の雇用を維持することが困難な状況となっており、国において雇用調整助成金等の制度を拡充しているものの、長引く事業活動の縮小により、従業員の収入減少や解雇、雇い止めなどが発生し、雇用を取り巻く環境は厳しさを増しています。

加えて、合同企業説明会等の中止が相次いでおり、採用・就職活動において、企業・学生双方において接点が取りづらくなっていることから、雇用確保に向けた更なる支援や、離職を余儀なくされた方、新規学校卒業予定者への就職支援が急務となっています。

また、感染拡大を防ぐと同時に企業活動を持続させるという視点を踏まえ、働き方の

デジタルシフトが求められており、テレワークのための情報化機器や技術の導入等が必要となっています。

＜商工業等＞

県内の幅広い産業において、売上が減少しており、資金繰りの悪化から事業継続に困難を抱える企業が増えています。感染拡大に伴う県内企業の倒産は6月24日時点ですでに6件となっており、今後も増加する可能性があることから、倒産リスクが懸念される中小企業等を支援するため、資金需要の拡大に対応した融資枠の確保を図る必要があります。

また、このまま悪化した状態が続いた場合、廃業を選択する事業者が増えることも予想されることから、経営課題などへの相談対応や販路開拓など事業継続に向けた支援が必要となります。

併せて、事業者が安定的に事業を再開し、経営の維持・向上を実現させるには、人と人との距離を確保するなど感染を予防するための「新しい生活様式」に即した設備の整備等を支援する必要があります。

さらに、感染症の世界的な流行によりサプライチェーンが寸断されたため、海外の現地工場での生産調整や海外からの部素材の供給停滞などを余儀なくされ、県内での生産活動にも影響を及ぼしました。現在の生産体制のままでは、今後、同様の状況になった場合に、再び製品等の安定供給が妨げられる可能性があることから、投資を県内に呼び込み、県内経済を強靭化する必要があります。

＜観光産業＞

観光分野においては、県内で断続的に感染症患者が確認され始めた3月下旬以降、観光客の減少は顕著になり、観光庁が発表した宿泊旅行統計調査によると、県内延べ宿泊者数は前年同月比で3月が38.9%減、4月が74.7%減となり、厳しい状況が続いている。特に外国人観光客宿泊者数は前年同月比で3月が76.0%減、4月が97.0%減となり、仙台空港においては全ての国際線が運休するなど危機的な状況となっており、宿泊業者や飲食業等の観光関係事業者は深刻な影響を受けています。

県内外の移動制限は5月14日に解除されました。今後は、旅行客が安心して本県を訪問できるように、感染症対策を徹底した上で、国や県で実施する観光需要喚起に関する事業を一体的に実施することで、観光需要の回復を早期に実現させることが、喫緊の課題であるとともに、回復段階や季節変動に応じた切れ目のない取組が必要となっています。

＜農林水産業＞

農林水産分野においては、感染拡大に伴う外出の自粛、飲食店の営業自粛、イベントの中止、インバウンド需要の減少などにより、農林水産物の販売価格が低下しています。

す。

特に、牛肉について、消費の落ち込みから枝肉価格や子牛価格が下落するなどし、肥育農家の経営が急激に悪化していることをはじめ、農林水産業全般において経営悪化が見られ、安定的な事業継続に向けた支援を行い、経営基盤を強化する必要があります。

また、需要回復に向けて、新たな流通先の確保や、県内外での積極的な需要喚起、インターネット等を活用した販売など消費拡大に取り組む必要があります。

加えて、林業分野においても住宅建築需要の減少等から、県産木材の流通も大幅に停滞しており、需要回復に向けた取組が求められています。

人材確保の面においては、水産加工業等を中心に、新たに来日予定の外国人技能実習生の入国見通しが立たなくなっています。今後の生産活動を支える人材の確保に向けた支援が必要となっています。

また、本県水産業の振興に加え、復興が進んだ本県の姿を全国に広く発信することを目的に、9月に石巻市で開催予定の「第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～」については、感染症の影響を踏まえ、開催を見送ることとなりました。今後、来年度以降の開催について、関係機関と協議していきます。

(5) 教育

<学校における感染症対策>

県内では、小・中・高等学校及び特別支援学校等のうち、多くの学校が文部科学省からの要請や県内の感染状況等を踏まえ、3月2日から臨時休業としました。

5月中旬からは、学校再開に向け、学校ごとに分散登校を段階的に進めたほか、各学校へ児童生徒用のマスクを配布するなど、学校における感染防止対策の徹底を図り、6月1日から多くの学校が再開しました。

今後は、教育活動全般における感染防止対策をさらに進めていくほか、長期間の休業による児童生徒の心身の変化に注意を払い、長期的な心のケアに取り組む必要があります。

<学びの保障>

休業期間中は、児童生徒が効果的に家庭学習に取り組むための必要な指導や健康観察等を行うための分散登校、教科書と併用できる教材の配布などの家庭学習支援を行いました。

学校再開後は、学習の遅れを取り戻すため、教育課程の見直しを図り、学びの質と量を確保しながら効果的な指導を行っていますが、今後は、社会全体が長期間にわたり感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、児童生徒の健やかな学びを保障するための方策を講じる必要があります。

(6) 文化芸術・スポーツ活動

<文化芸術>

県では、感染拡大防止の観点から、「県施設の休止についての基本方針」に基づき、4月9日以降、県内の図書館や博物館等の文化施設等を利用休止としましたが、緊急事態宣言の解除以降、順次、再開してきました。今後、安全・安心な施設の運営に当たっては、感染防止のための環境を整備する必要があります。

また、公演やイベント等の中止や延期を余儀なくされ、文化芸術の場で活躍されている方々の制作や発表の場が失われてしまったことから、本県の文化芸術活動を停滞させないようにするために、活動の継続を支援する取組が必要です。

<スポーツイベント>

県では、感染拡大防止の観点から、「県施設の休止についての基本方針」に基づき、4月9日以降、県有体育施設を利用休止としましたが、緊急事態宣言の解除以降、順次、再開してきました。

県内のプロスポーツをはじめとする大規模なスポーツイベントについては、国内での新型コロナウイルスの感染症の影響により、2月下旬以降中止又は延期に追い込まれ、チーム運営や主催者に大きな影響が生じています。6月以降、プロ野球をはじめとしたプロスポーツの試合が無観客で再開されましたが、感染症流行の状況を見極めながら段階的に観客を増やすなどの制限が課せられています。

また、全国高等学校総合体育大会等は、感染拡大防止の観点から中止が相次いでおり、各関係団体と連携を図り、代替大会の開催を支援していく必要があります。

今後、県外からの観客の移動も想定される大規模なスポーツイベントに関しては、主催者に対し選手や運営スタッフはもちろん、観客に対する感染予防の周知、感染拡大防止への万全な対策等が求められており、本格的な再開に向け、施設管理者や感染症対策の指導機関などの関係機関と調整を進めていく必要があります。

また、開催が1年延期された「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」に関しては、本県において実施予定の聖火リレーやサッカー競技の運営協力、都市ボランティア活動等の事業について関係機関との再調整が必要となっているほか、県内関係自治体で取り組んでいるホストタウン事業も含め、今後の関連事業における感染防止対策等が求められています。

(7) 公共交通

日常生活の移動手段に不可欠な公共交通機関は定時定路線の運行を維持しましたが、感染拡大の影響により、利用者は激減し、交通事業者の収益は大幅に減少しました。緊急事態宣言の解除等により、利用者は回復傾向にありますが、鉄道やバスの利用者は、対前年比では大幅な減少が続いており、現在も、バス路線の一部では運休や減便が続いているいます。

今後は、感染防止対策の継続とともに、関係機関や団体等と調整しながら、利用者の回復に向けた取組が必要となってきます。

(8) 県政

＜復興事業＞

感染症の拡大は復興事業にも影響を与えており、ハード事業では、例えば建設工事の一時中止や人との接触が想定される業務の見合わせ、設備等の納入の遅れなどにより、事業の進捗に支障をきたす事例も発生しています。また、ソフト事業では、復興途上にある観光業や食産業については、外出自粛等の影響で、相次ぐ宿泊キャンセルや外食需要の落ち込みにより大打撃を受けています。

なお、被災者的心のケアや見守り・相談支援に関する事業については、延期や中止せざるを得ないものもありましたが、6月以降は感染拡大防止対策を講じながら、順次、事業を再開しています。また、サポートセンターにおけるサロンや体操教室等の交流イベントも中止を余儀なくされましたが、6月以降は、新しい生活様式に沿って、徐々に再開しているところです。

復興庁の設置期間は10年間延長されましたが、復興の完遂に向けては、こうした感染症を要因とする課題に対しても適切に取り組む必要があります。

＜県庁における感染症対策＞

県では、国の緊急事態宣言が発令される以前の2月から、県発注の工事等について、国の通知に基づき受注者の意向による一時中止措置を実施したほか、県主催イベントや会議について、一定の基準を設け、延期・中止などの対応を行ってきました。

また、県庁業務体制における感染症対策として、時差出勤の利用促進やWeb会議システムの体制整備などを図り、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に対応した取組を進めてきたところです。

今後、第二波、第三波の感染拡大の波に備え、県発注業務を含む県庁業務継続のための感染防止対策や、行政機能維持及び業務効率化のためのテレワーク環境整備等のほか、感染拡大防止に資する行政手続の電子化に向けたデジタル・ガバメントの推進を図っていく必要があります。

＜県財政＞

感染拡大がもたらした県民生活や県経済への多大な影響に鑑み、県では、令和元年2月補正予算（第7号）から数次にわたり補正予算を編成し、医療提供体制の整備、緊急事態宣言下における休業要請に係る協力金、学校教育体制の強化等に対応しており、多額の財源を要する状況となっていることから、国に対して、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額等を要望してきました。

今後は、県税収入をはじめとした歳入の大幅な減収が見込まれることや、地方消費税が減収補填債の対象外であることなど、厳しい財政運営が見込まれる中、第二波、第三波の兆しが見られた場合には、その対策に必要となる経費について、躊躇なく補正予算を編成する必要があります。

＜国への要望＞

感染症対策は、国全体で取り組むべき課題であることから、県では、2月以降、全国知事会を通じ、5月28日までに23回、国に対して、財源の確保や支援制度の構築などについて幅広く提言・要望^{*2}を行ったほか、6月4日の全国知事会議において、都道府県知事間で感染症対策に関する議論を行い、医療提供・検査体制、地方税財源、地方創生、産業、教育など多分野における提言・要望を行いました。

また、県単独では、県議会や県関係国会議員から意見をいただきながら、感染症を要因とする復興事業の遅れに対する柔軟な対応、産業活動の回復・継続のための支援、地方税の減収に伴う財源対策等について、7月に要望活動^{*3}を実施しました。

今後も、感染拡大の状況等を踏まえ、全国知事会を通じた要望等を適時行うほか、復興事業への影響などについては、本県特有の課題であることから、状況に応じて県として単独の要望活動も実施していく必要があります。

*2 :【資料5】 新型コロナウイルス感染症対策に関する全国知事会要望一覧
*3 :【資料4】 新型コロナウイルス感染症に関する要望書（宮城県）概要

IV 基本的な考え方

感染症は、医療、福祉、経済、教育、文化芸術・スポーツ活動、公共交通、県行政など、本県の多岐にわたる分野へ多大な影響を及ぼしています。

県等によるこれまでの対応及び感染拡大に伴う県内の現状や課題を踏まえ、今後は、感染者の早期発見・早期治療など感染の影響を最小限に抑える感染拡大防止体制の整備はもとより、落ち込んだ県経済の回復と「新しい生活様式」を取り入れた事業継続等を実現するため、地域の実情に応じた迅速かつ長期的な視野を持った取組を進めていかなければなりません。また、そのために必要な制度や財源の確保等については、国に対ししっかりと要望し、実現させていく必要があります。

感染症との共存を前提に、國の方針・施策を踏まえつつ、市町村や関係機関と緊密に連携しながら、次の2点を基本的な考え方として対策を講じていきます。

<基本的な考え方>

- ① 第二波、第三波に備えた感染拡大防止対策の実施
- ② 県経済の回復に向けた幅広い支援策の実施

<基本的な考え方と対策の柱との関係>



<課題及び今後の取組（体系図）>

主な課題		今後の取組（対策の柱）
(1) 医療		
検査体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況に応じた相談体制の構築 ・感染症患者の早期発見に向けた検査体制・手法の拡充 ・感染が疑われる方の受診に関する検査・医療機関との調整 ・濃厚接触者把握のための「積極的疫学調査」の継続 	1 (1) 1 (2)
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者等への支援 ・院内感染防止に向けた施設・設備の整備支援 ・医療機関等における医療資機材等の安定的な調達 ・指定医療機関、入院協力医療機関等への支援 	1 (1) 1 (2)
(2) 福祉		
社会福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設職員の負担軽減に向けた研修や相談体制の強化 ・施設内感染防止に向けた対策の強化 ・施設内感染症患者発生時の職員派遣等応援体制の構築 	1 (2) 2 (1)
日々の暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・収入減少、解雇等個々の状況に応じた支援 ・妊娠婦、ひとり親家庭等への支援 	2 (1)
(3) 災害対応		
災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症流行時の自然災害発生を見据え感染防止に配慮した避難体制の再構築 	1 (4)
(4) 経済		
経済・雇用情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用確保のための更なる支援 ・離職者、新卒者等への就職支援 ・テレワーク等企業の新しい働き方の導入促進 	2 (2) 3 (2) 4 (3)
商工業等	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等の資金繰り・事業継続に向けた支援 ・「新しい生活様式」に即した設備整備等への支援 ・サプライチェーンの寸断に影響されない生産体制の構築に対する支援 	2 (3) 3 (1) 4 (4)
観光産業	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊業者、飲食業者等の集客回復に向けた感染症対策への支援 ・観光需要の喚起に向けた支援 	2 (3) 4 (1)
農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・経営体の安定的な経営基盤の強化 ・牛肉、水産物、花き、木材等の需要喚起、消費拡大に向けた取組への支援 ・水産加工業等人材確保に向けた支援 	2 (2) 2 (3) 4 (2) 4 (4)
(5) 教育		
学校における感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・学校再開に伴う更なる学校の感染症対策 ・児童生徒の心のケア 	1 (3)
学びの保障	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健やかな学びの保障 	3 (3)
(6) 文化芸術・スポーツ活動		
文化芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設等の感染防止対策 ・文化芸術活動の継続に向けた支援 	3 (4)
スポーツイベント	<ul style="list-style-type: none"> ・全国体育大会に代わる体育大会開催への支援 ・スポーツイベントにおける感染防止対策 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う再調整、関連事業の感染防止対策 	3 (4)
(7) 公共交通		
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通における利用者回復に向けた取組 	2 (3)
(8) 県政		
復興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症を要因とする復興事業の遅れ等への対応 	
県庁における感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機能の維持・効率化のための環境整備 	
県財政	<ul style="list-style-type: none"> ・県税収等歳入の大幅な減収見込みへの対応 	
国への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況等に応じた適時適切な要望の継続 	5
今後の取組（対策の柱）		
1 医療提供体制と感染拡大防止策の強化		
<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療提供体制の強化と検査体制の拡充 (2) 感染拡大防止対策等の推進 (3) 学校等における感染症対策と児童生徒へのケア (4) 避難所における感染症対策の推進 		
2 生活・雇用の維持と事業の継続		
<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活に困っている人々等への支援 (2) 雇用維持・人材確保への支援 (3) 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援 		
3 「新しい生活様式」への対応		
<ul style="list-style-type: none"> (1) 「新しい生活様式」の実践に関する普及啓発と民間事業者等の活動支援 (2) テレワーク等の促進支援 (3) 学校における「学びの保障」の推進 (4) 文化芸術活動・スポーツイベント等への支援 		
4 経済活動の回復と強靭な経済構造の構築		
<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光業等の活性化に対する支援 (2) 農林水産物・県産品の消費拡大・販売支援 (3) 移住ニーズへの的確な対応 (4) サプライチェーン改革等による産業力強化 		
5 その他（県庁での取組等）		
<ul style="list-style-type: none"> ・県庁等における「三つの密」対策 ・テレワーク環境の整備 ・Web会議、サテライトオフィスの活用 ・デジタル・ガバメント体制の構築 		

V 今後の取組（対策の柱）

1 医療提供体制と感染拡大防止策の強化

今後想定される感染拡大の波に備え、患者の早期発見の体制や新たな患者推計、みやぎアラートの運用による医療提供体制の強化及び検査体制の拡充に取り組むとともに、各種施設、学校等における感染拡大防止対策等を推進します。

（1）医療提供体制の強化と検査体制の拡充^{※4}

健康電話相談窓口（コールセンター）を引き続き運営し、帰国者・接触者相談センターにおいて感染者の早期発見に努めるとともに、ドライブスルー方式の検体採取を含めた検査体制の強化・拡充を図ります。また、「みやぎアラート^{※5}」の運用による機動的な入院受入病床の確保や軽症者等の宿泊療養施設の確保を継続し、医療提供体制の整備を進めるほか、新型コロナウイルス感染症対策寄附金を活用した医療従事者への支援に取り組みます。

【主な取組】

- ・健康電話相談窓口（コールセンター）の設置・運営、多言語化
- ・感染症検査機関等の検査機器整備への助成
- ・感染症患者受入れのための病床確保・広域調整
- ・「みやぎアラート」の運用による機動的な入院受入病床の確保
- ・軽症者等の宿泊療養施設の借上げ
- ・医療機関等の医療従事者等への支援金や慰労金の支給
- ・入院協力医療機関及び外来協力医療機関の設備整備への助成
- ・外来協力医療機関への補助
- ・緊急用診療場所整備への補助
- ・県内在留外国人向けの情報発信強化

（2）感染拡大防止対策等の推進

医療機関における感染拡大を防ぐため、マスク・ガウン・フェイスシールド等の安定供給と備蓄を進めるほか、院内等の感染拡大を防ぐための取組を支援します。高齢者福祉施設、障害福祉施設や保育所等の社会福祉施設における感染防止対策の強化と従事者への支援を実施します。また、感染症患者発生時に迅速に積極的疫学調査を行うなど重要な役割を果たす各保健所についても体制強化を図っていきます。加えて、県有施設等における感染拡大防止への支援も実施します。

【主な取組】

- ・入院医療機関等による医療資機材等の整備・広域的な協力

※4 :【資料1】 新型コロナウイルス感染症 検査・医療体制イメージ図

※5 :【資料2】 新型コロナウイルス感染症のみやぎアラートについて

- ・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム「ハーシス」の積極的な活用
- ・医療機関や社会福祉施設等感染拡大防止等の支援
- ・高齢者福祉施設職員、障害福祉施設職員への慰労金の支給
- ・仙台空港における感染症対策強化への支援
- ・公共土木施設環境美化活動時の感染症対策への支援

(3) 学校等における感染症対策と児童生徒へのケア

県立学校においては、感染症予防対策として、マスクや消毒液等の衛生資材確保に取り組むとともに、感染症の影響による児童生徒の心のケアに対応するため、スクールカウンセラー等の専門職員の緊急派遣やＳＮＳを活用した相談体制の拡充を行います。

県内の小・中学校に対しても、市町村教育委員会を通じて感染症予防対策の促進及び支援を行うとともに、スクールカウンセラー等の専門職員の緊急派遣やＳＮＳを活用した相談体制の拡充による支援を行います。

【主な取組】

- ・県立学校における感染症予防対策の徹底、衛生資材の確保
- ・県内の小・中学校における感染症予防対策への支援
- ・スクールカウンセラー等の専門職員の緊急派遣
- ・ＳＮＳを活用した児童生徒の相談体制の拡充

(4) 避難所における感染症対策の推進

感染流行時において地震や台風等の自然災害が発生した場合に備え、避難所の設置・運営の主体となる市町村に対して、感染症に対応した避難所運営のガイドラインを示し、対策の促進を図るとともに、避難所における感染拡大防止対策として、市町村の備蓄している衛生資材を補完するため、マスク、消毒液、非接触型体温計を県としても備蓄し、避難所運営を支援します。

【主な取組】

- ・避難所における感染防止対策用衛生資材の備蓄

2 生活・雇用の維持と事業の継続

感染拡大や外出自粛等により影響を受けた事業者や被雇用者、世帯等に対して、個々の状況に応じ、安定した暮らしの実現と雇用の維持や事業の継続に向けた支援を行い、次の段階である県経済の回復へ円滑につなげるよう対策を講じます。

(1) 生活に困っている人々等への支援

県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金(緊急小口資金)貸付原資への助成を継続し、生活困窮者への支援を行うとともに、子ども食堂やフードバンク活動への支援にも取り組みます。また、児童虐待やDVに関する相談支援やひとり親世帯への経済的支援を実施するほか、福祉サービスの充実も図りながら、支援を必要とする人々の生活維持をサポートします。

【主な取組】

- ・生活福祉資金の貸付や生活困窮者自立促進支援
- ・高齢者福祉施設、障害福祉施設、児童福祉施設への職員派遣等経費への助成
- ・フードバンク活動経費や子ども食堂の運営経費への助成
- ・妊娠婦の電話相談窓口の設置、分娩前PCR検査、助産師や保健師等による寄り添い支援
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給
- ・児童虐待やDV、自死対策に関する相談体制等の充実

(2) 雇用維持・人材確保への支援

国が雇用調整助成金等を拡充しているところですが、中小企業等の事業主が負担した経費の一部について、県が雇用調整助成金等の上乗せ補助を実施して雇用維持を支援するほか、感染拡大による非自発的失業者を雇い入れた事業者への奨励金など、内定取り消しや解雇された若年者を含む失業者の再就職支援等にも取り組みます。また、マッチング機会が減少した大学生等のWeb合同企業説明会の実施、水産業等における人材確保対策への支援も実施していきます。

【主な取組】

- ・雇用維持や非自発的失業者の雇用を行う中小企業等への支援
- ・収入が減少した勤労者への融資
- ・内定取り消しや解雇された若年者を含む失業者の再就職支援
- ・Web合同企業説明会等の開催
- ・農業大学校における人材育成のための研修用機械・設備の導入
- ・入国制限措置等の影響を受けている水産業等での人材確保への支援

(3) 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

売上の減少した中小企業等を支援するため、十分な融資枠を確保するとともに、利子補給、販路開拓等への助成を実施するほか、需要の落ち込みや価格の下落により厳しい状況にある農林水産物の生産者や外出・県外移動の自粛要請等による利用者の減少により、収益が大幅に減少した状態においても運行を継続してきた交通事業者などへ

の支援、商店街や観光事業者等の売上回復や感染防止対策への助成を拡充していきます。

また、各市町村が地域の実情やニーズに合わせて行う様々な事業者支援の取組に対し、県が総合的に支援を行います。

【主な取組】

- ・中小企業等の資金繰り、事業承継、集客回復・感染症対策等への支援
- ・事業者支援を行う市町村への補助
- ・肥育農家への県内産子牛導入経費支援
- ・農林漁業者の経営の維持・安定を図るための金融支援
- ・交通事業者等の運行体制維持・確保への支援
- ・N P O等への専門家相談に係る支援

3 「新しい生活様式」への対応

感染を予防する「新しい生活様式」の浸透を図るために、普及啓発を継続するほか、企業のテレワークやオンライン会議等の活用に向けた支援など新たな働き方を推進するとともに、教育環境の整備や、文化芸術・スポーツ活動への支援に取り組みます。

(1) 「新しい生活様式」の実践に関する普及啓発と民間事業者等の活動支援

感染防止の取組を一人ひとりが進めることで多くの事業者の社会経済活動を促し、県民がより安心して暮らせる環境づくりを進めるため、ホームページ等での広報や事業者が行う感染拡大予防ガイドライン作成への助言等に取り組みます。

【主な取組】

- ・ホームページ等での広報
- ・事業者が行う感染拡大予防ガイドライン作成への助言
- ・アプリを活用した事業者等の感染拡大防止対策の支援

(2) テレワーク等の促進支援

感染症の拡大を防止とともに、行動が制限される中でも社会経済活動を維持するため、テレワークの普及による場所を選ばない働き方の広がりを的確に捉え、県外就業者の県内での施設利用型テレワークの実施を支援するほか、セミナーの開催や専門家の派遣などの支援を通じて県内企業へのテレワーク導入促進を図ります。

【主な取組】

- ・サテライトオフィス設置への支援
- ・企業等へのテレワーク等導入支援

- ・N P O活動への支援（「みやぎN P Oプラザ」へのW e b会議システムの整備等）

（3）学校における「学びの保障」の推進

児童生徒の学びを保障するため、県立学校においては、各学校の実情に応じた長期休業期間の短縮等による指導日数の確保、行事の重点化等による教育課程の見直しを行うほか、教材等の購入や学習指導員等の配置、熱中症対策を行います。加えて、タブレット端末等の整備やI C T支援員の配置により遠隔教育を推進します。

さらに、学校施設の衛生環境の改善を図るため、県立高校普通教室への空調設備の設置を順次進めています。

県内の小・中学校に対しては、各市町村教育委員会を通じて年間指導計画の見直しの例示を行うほか、学習指導員やスクールサポートスタッフの配置に要する経費を支援します。

【主な取組】

- ・県立学校における学習指導員等の配置、熱中症対策
- ・県立学校におけるタブレット端末等の整備、I C T支援員の配置による遠隔教育の推進
- ・県立高校普通教室への空調設備設置
- ・県内の小・中学校における学習指導員やスクールサポートスタッフの配置支援
- ・農業大学校における遠隔授業の実施支援
- ・宮城大学における学内環境改善や遠隔授業実施等への支援

（4）文化芸術活動・スポーツイベント等への支援

感染症の拡大に伴い、相次いで中断・延期となった各種スポーツイベントの再開や文化施設等の感染症防止対策のため、サーモグラフィや非接触型体温計等の整備などへの支援に取り組みます。また、文化芸術関係者の活動継続のための取組を支援するほか、全国体育大会等の中止に伴う代替大会開催に向けた開催経費や感染症予防対策への支援を行います。

また、感染症の拡大に伴い、相次いで中断・延期となった県内大規模スポーツイベントが安全かつ円滑に実施されるよう、衛生資機材の整備など主催者が行う感染対策への支援や各種調整に協力し、その取り組みの成果を来年度の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の関連事業につなげていきます。

【主な取組】

- ・文化施設等の感染症対策支援
- ・文化芸術活動への支援
- ・全国体育大会等の中止に伴う代替大会の開催支援
- ・スポーツイベント再開のための感染対策支援

4 経済活動の回復と強靭な経済構造の構築

大きなダメージを受けた県内経済の回復を図るため、感染拡大防止対策を徹底しながら、観光需要回復に向けた取組や農林水産業を強化する取組等を実施するほか、移住・定住の促進や県内生産拠点の整備等により、強靭な経済構造を構築します。

(1) 観光業等の活性化に対する支援

観光・宿泊・飲食事業者を対象とするクラウドファンディングによる経営資金の調達支援に加え、旅行客が安心して本県を訪問できるよう県内観光事業者の感染症対策を可視化するとともに、県民による県内流動を図るために、旅行商品の造成や代金割引への助成を実施し、大きく落ち込んだ観光需要を喚起します。

また、国のG o T o キャンペーンと連動して小規模宿泊事業者の誘客支援や各種プロモーションにも取り組みます。

【主な取組】

- ・クラウドファンディングによる資金調達への助成
- ・旅行需要を喚起するキャンペーンへの助成
- ・観光地として選ばれるための安心安全の可視化の推進
- ・農林漁家民泊事業者の感染症対策及び民泊体験料等への支援
- ・仙台空港国内線リカバリープロモーション
- ・仙台空港国際線路線再開への支援

(2) 農林水産物・県産品の消費拡大・販売支援

生産者が今後も意欲を持って経営を継続できるよう、農林水産物の販路確保に対する継続的な支援に取り組みます。県産品の消費回復のため、モール型ECサイトやテレピショッピングを活用した販売支援等の家庭内での消費拡大に向けた取組に加え、飲食店等での需要を喚起する取組を実施します。また、県産木材の流通回復等のための取組を支援します。

【主な取組】

- ・県産牛肉・水産物の学校給食への提供支援
- ・県産農林水産物の量販店・飲食店及びWebサイトやテレピショッピングを活用した販売支援
- ・県産花き生産者等で構成する団体が行う県産花き消費喚起の取組への助成
- ・川上から川下までの一貫した県産木材の流通・需要回復のための支援

(3) 移住ニーズへの的確な対応

感染リスクの回避を背景とした移住ニーズを的確に捉えることで、関係人口の増加を足がかりとした移住・定住を促進し、今後急速に進むと見込まれる人口減少・少子高齢社会を見据えた持続可能な地域づくりを図ります。

【主な取組】

- ・オンライン移住相談の実施

(4) サプライチェーン改革等による産業力強化

感染症の拡大に伴い、海外に生産拠点を持つ企業や部素材の供給を海外に依存する企業等のサプライチェーンが途絶し、製品やサービスが供給できなくなるリスクが顕在化したことから、国のサプライチェーン強靭化対策に呼応して県内における生産拠点等の整備推進を図ります。このほか、県産農林水産物の継続的・安定的供給力及び輸出力強化に向けた施設整備を推進します。

【主な取組】

- ・海外生産拠点の県内移転等に係る経費への助成
- ・県産農水産物輸出先のニーズを満たすために必要な施設整備等への助成
- ・輸入農産物から国産に切り替え継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援
- ・水産林業におけるスマート技術の導入推進

5 その他（県庁での取組等）

県主催イベントや会議等において「三つの密」対策を講じるとともに、執務室内の分散、サテライトオフィスの活用、Web会議や時差出勤の積極的な活用等により、感染リスクの低減を図るほか、感染拡大の状況下にあっても、県庁の業務が継続できるよう、テレワーク環境等の整備拡充を図っていきます。さらに、中長期的視点に立って、感染リスクを低減でき、かつ業務の効率化や県民の利便性向上を図ることができる行政手続の電子化を進めるため、デジタル・ガバメントに向けた体制を構築していきます。

【主な取組】

- ・Web会議環境の拡充
- ・感染拡大防止のための環境整備

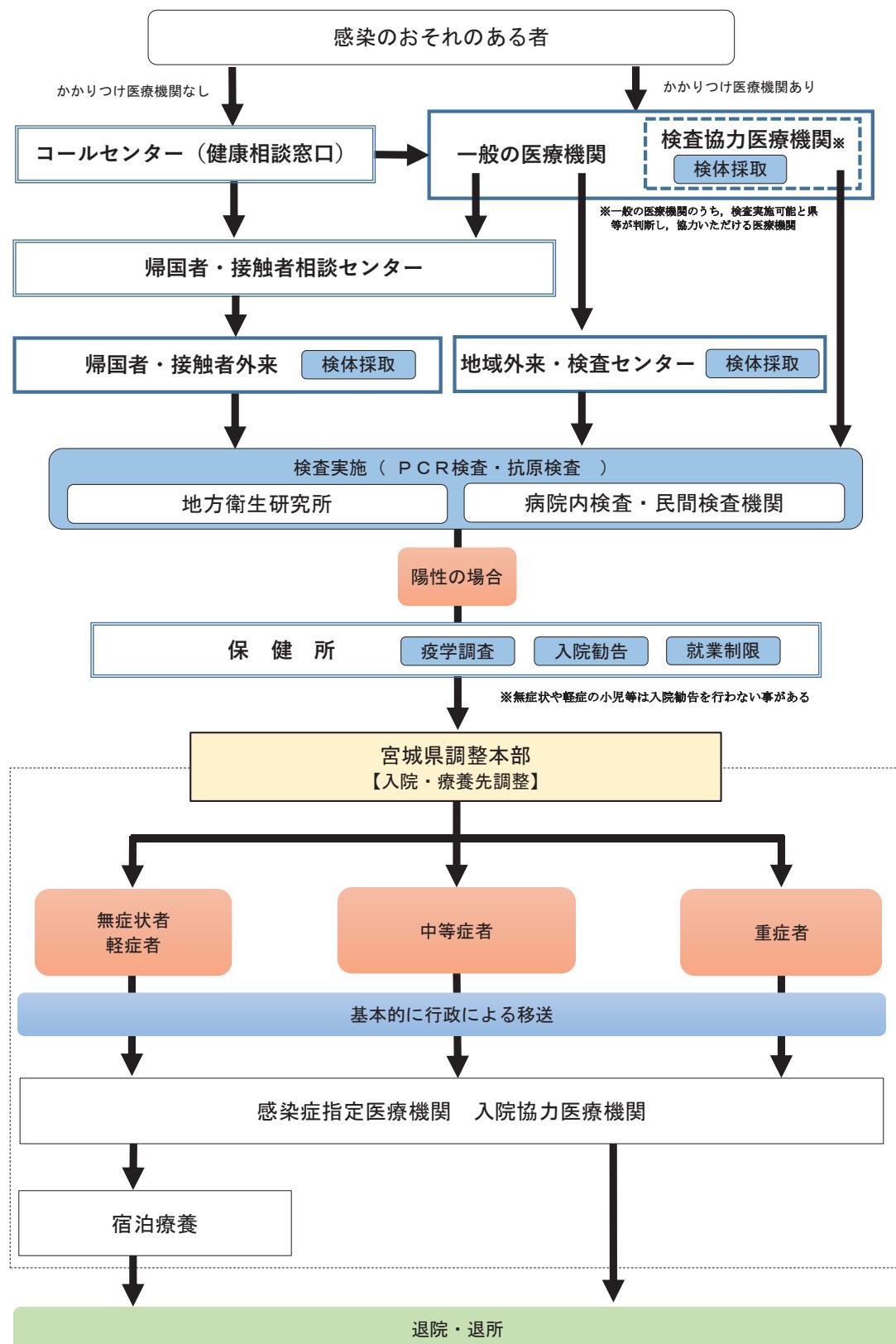
VI 取組の実現に向けて

県では、以上の対策の柱ごとに整理した取組を迅速かつ着実に実施していくとともに、今後も、感染状況等に応じて示される国「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、感染状況や社会経済状況など県の実情に即した適時適切な対応を図っていきます。

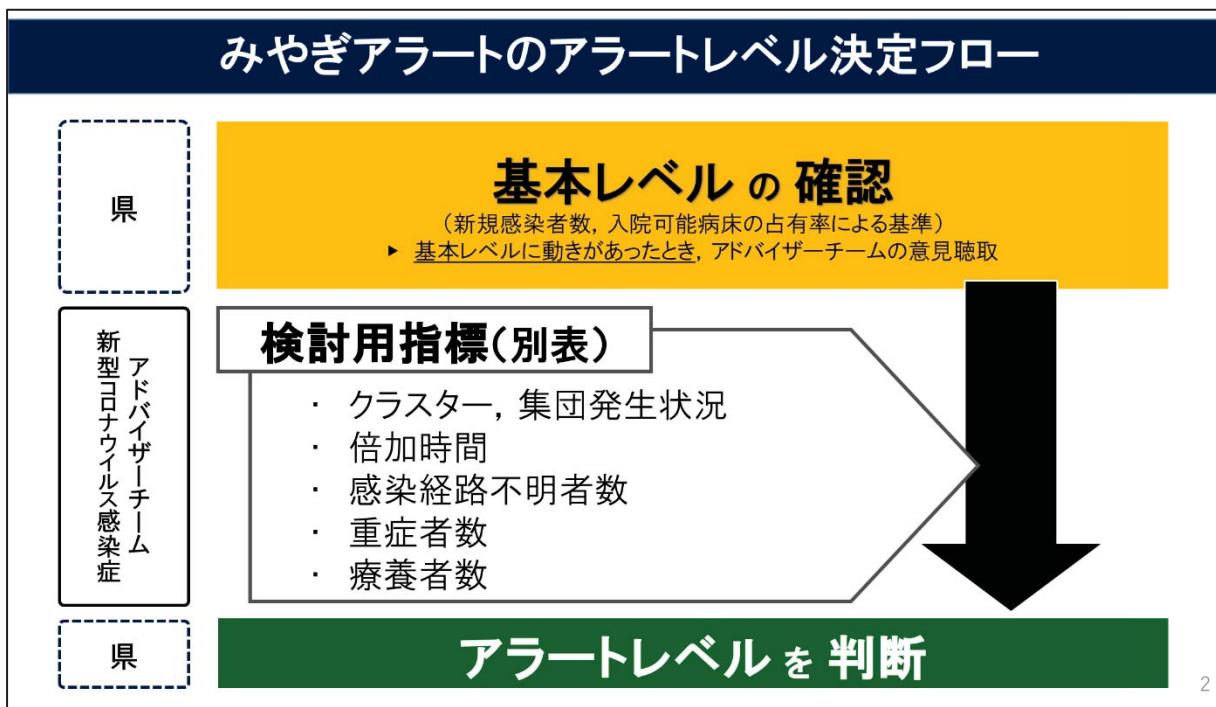
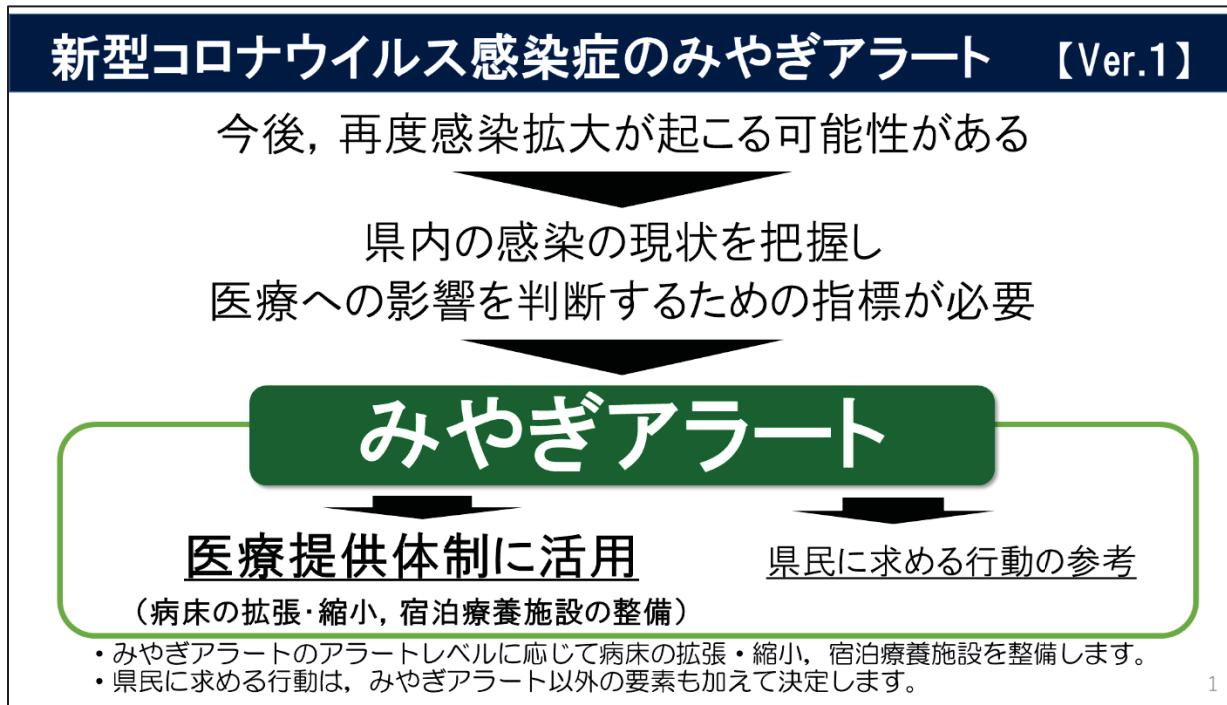
また、その過程においては、国の施策も見据えながら、県における事務・事業の見直しを適宜行い、機動的に予算編成を行うことと併せて、支援制度の構築や財源の確保、復興事業への影響への対応などについては、引き続き、国に対して必要な要望活動を実施していきます。

<資料編>

【資料1】新型コロナウイルス感染症 検査・医療体制イメージ図



【資料2】新型コロナウイルス感染症のみやぎアラートについて

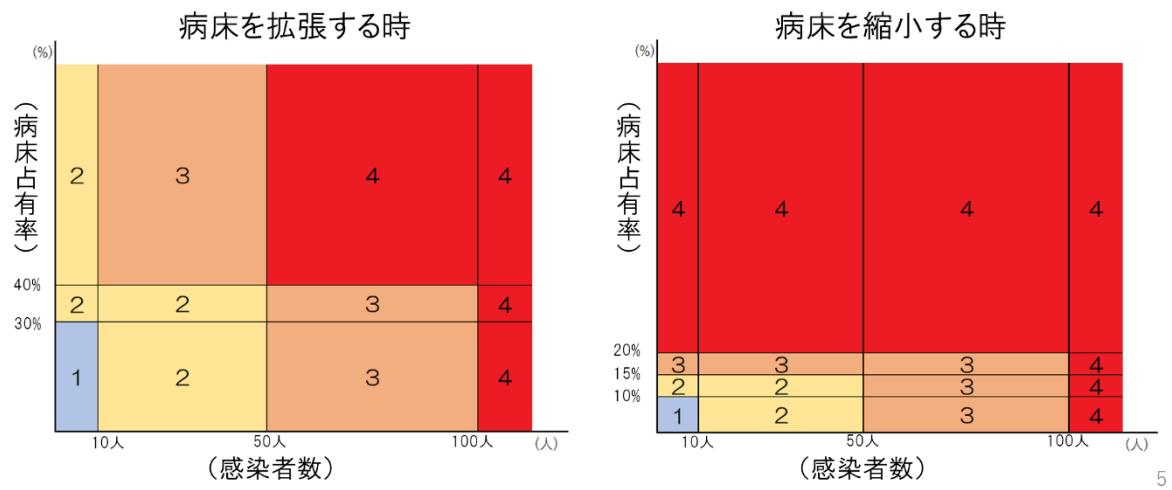


みやぎアラートの基本指標と対応							
基本指標	基本レベル		0	1	2	3	4
	県内発生状況		無し (国内・国外発生あり)	ごく少数	少数	多数	極めて多数
	直近7日間の新規患者発生数		0	1~10人	11~50人	51~100人	101人以上
	レベル切替 検討の目安	拡張する時	—	30%	40%	40%	不問
	病床占有率※1	縮小する時	—	10%	15%	20%	不問
	※1 病床占有率は、評価時の新型コロナウイルス感染症患者入院受入可能病床数に対する占有率						
▶アラートレベルは、基本レベルに加えて別表のアラートレベル検討用指標にあるクラスターまたは集団発生などの情報を踏まえて判断する。							
対応	アラートレベル		0	1	2	3	4
	病床の確保	感染症指定医療機関(7病院)	指定病床	○	○	○	○
		一般病床	—	—	○	○	○
		一般医療機関	—	—	1病院	13病院	13病院 + α
		確保病床数	29床	29床	50床	51~100床	100床以上
	宿泊療養施設の整備		100室	100室	100室	200室	300室以上
県民に求める行動※2		新しい生活様式を徹底し 感染を予防する 不要不急の外出を控える など					
緊急事態措置実施区域該当時		他者との接触を避ける					
※2 県民に求める具体的な行動内容は、近隣県での発生状況、経済状況などを踏まえ総合的に判断する。 3							

別表 みやぎアラートのレベル検討用指標		
指標		指標から読み取れることの例
クラスター、または集団発生※	発生場所、および発生数	高齢者施設・医療機関での発生による、医療資源圧迫の可能性
	濃厚接触者数	短期間での新規感染者の増加の可能性
倍加時間(感染者数が2倍になるまでに掛かる時間)		感染の拡大、および縮小状況
感染経路不明者数		感染源が特定されないことによる感染者の散発、および検査対象者の増加の可能性
重症者数	人工呼吸器使用数	医療資源の圧迫状況
	ECMO使用数	
宿泊療養施設稼働率		宿泊療養施設の圧迫状況
その他考慮すべき項目：近隣県での感染者発生状況、医療機関の感染防護具の充足状況		
※ 高齢者施設、医療機関での発生、または濃厚接触者が多数の場合にはアラートレベルをアップを検討する 4		

(参考) 基本指標と基本レベルの関係図

直近7日以内の感染者数からみた病床占有率の切替ポイントのイメージを示しております。



【資料3】緊急事態宣言解除後の「移行期間」について

(第10回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(令和2年5月26日開催)資料)

移行期間について

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとします。

移行期間	5月26日から7月31日までの約2か月間
段階的緩和	地域の感染状況や感染拡大リスク等について確認するための期間として3週間程度必要であるため、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限について、目安として6月1日、6月19日、7月10日からそれぞれ段階的に緩和することとします。
ただし、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られるなどの場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を行うことがあります。	

外出についての段階的緩和の目安

時期	外出自粛等	
	県をまたぐ移動等	県外からの観光客の呼び込み
【移行期間】 ステップ① 5月26日～	△ 不要不急の帰省や旅行など、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は避けるようお願いします。また、他の府県についてもなるべく移動を控えるようお願いします。	△
ステップ① 6月1日～ ※ステップ①から約3週間後	○ 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は、慎重に対応するようお願いします。	県外からの観光客の呼び込みは、なるべく控えるようにし、県内の観光から徐々に取り組むようお願いします。 観光地において人ととの間隔を確保するようお願いします。
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約3週間後	○	○
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から約3週間後		

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月26日～ ※ステップ②含む	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔	200人
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔	1,000人
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔	5,000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
【移行期間】 ステップ① 5月26日～ ※ステップ②含む	○ 【100人又は50% (屋外200人)】 ＊密閉空間で大声を発するもの、人と の間隔を十分確保できないもの等は慎 重な対応。管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 ＊入場制限等により、人との間隔を 十分確保できないもの等は慎重な対 応	×	
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約 3週間後	○ 【1,000人又は50%】 ＊密閉空間で大声を発するもの、人と の間隔を十分確保できないもの等は慎 重な対応。管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 ＊入場制限等により、人との間隔を 十分確保できないもの等は慎重な対 応	○ 【無観客】(ネット中継等) ＊無観客でも感染対策徹底。主催者 による試合中・前後に於ける選手等へ の感染防止のための要請	×
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から3 週間後	○ 【5,000人又は50%】 ＊密閉空間で大声を発するもの等は 厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 ＊入場制限等により、人との間隔を 十分確保できないもの等は慎重な対 応	○ 【5,000人又は50%】 ＊感染対策徹底。主催者による試合 中・前後に於ける選手・観客等への感 染防止のための要請	○ ＊特定の地域からの来 場を見込み、人数を管理 できるものは可

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

【資料4】新型コロナウイルス感染症に関する要望（宮城県）概要

（令和2年7月1日、2日 要望）

【要望の趣旨】

- 宮城県では、令和2年2月末に新型コロナウイルス感染症患者が発生して以降、検査体制の充実・拡大や医療提供体制の整備、施設の使用制限等に取り組んだ結果、感染の第一波が5月末までには収束しました。一方で、外出自粛要請や施設の使用制限に伴う休業、学校の長期休業などにより、県民生活や県経済には深刻な影響が生じています。
- 今後は、第二波、第三波を想定して感染拡大防止体制を強化するとともに、県経済の回復と「新しい生活様式」を取り入れた事業継続等への取組を進めることが求められますが、そのためには、感染症対策の司令塔となる国の取組としっかりと連携していく必要があります。
- この要望は、県がこれらの取組を実施するために必要な国の支援等についてとりまとめ、速やかに、かつ確実に実施していただくよう求めるものです。

【要望項目】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><u>1 感染症を要因とする復興事業の遅れに対する柔軟な対応</u><ul style="list-style-type: none">・復興事業に対する特例的な財政措置の継続・復興の遅れに伴う繰越処理等への柔軟な制度運用<u>2 マスク・消毒液等の医療・衛生物資の確保</u><ul style="list-style-type: none">・医療・衛生物資の安定供給体制・流通体制の早期確立<u>3 医療提供体制・検査体制の強化</u><ul style="list-style-type: none">・感染症患者の病床確保対策・医療機関に対する経営支援・医療従事者に対する支援・検査体制の強化<u>4 介護福祉・障害福祉サービス事業者等への支援</u><ul style="list-style-type: none">・介護福祉・障害福祉サービス事業者等への支援・要介護者・障害者等の一時受入に対する支援<u>5 子育て関連施設、保育サービス事業者等への支援</u><ul style="list-style-type: none">・児童福祉施設、放課後児童クラブ等への支援・学校の臨時休業時の子どもの居場所と食の確保への支援・親が感染した場合における児童への対応支援<u>6 日々の生活に困っている方々への支援</u><ul style="list-style-type: none">・虐待防止対策の取組強化・財政負担の軽減・妊産婦の不安解消に向けた支援・住宅ローン返済猶予への支援 | <ul style="list-style-type: none"><u>7 学びの機会の保障及び学校運営体制整備支援</u><ul style="list-style-type: none">・遠隔教育の環境整備・家計急変世帯等に対する修学支援制度の拡充・生徒が安心して学生生活を送るための環境整備・学校の管理運営費等に対する財政支援等<u>8 雇用の維持に必要な財政支援</u><ul style="list-style-type: none">・雇用調整助成金等の支援内容の拡充・緊急雇用創出事業の実施・信用保証協会への損失補償に対する財政支援<u>9 産業活動の回復・継続のための支援</u><ul style="list-style-type: none">・持続化給付金の拡充・農林水産事業者に対する経営支援及び農林水産物の販路確保・林業・木材産業の需要喚起及び森林整備事業に対する支援措置・地域公共交通事業者に対する財政支援・空港・鉄道事業者に対する財政支援・ビジネス渡航者におけるPCR検査の運用の改善<u>10 観光需要喚起施策に対する支援</u><ul style="list-style-type: none">・高速道路等の大幅な割引制度の実施及び地方道路公社の減収補填・観光施策に対する財政支援<u>11 地方税の減収に伴う財源対策</u><ul style="list-style-type: none">・減収補填債の対象の拡充などの減収に対する十分な財源対策 |
|--|--|

【資料5】新型コロナウイルス感染症対策に関する全国知事会要望一覧

No.	件名 【実施機関】	要望日	要望項目
1	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言 【新型コロナウイルス緊急対策会議】	令和2年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○国内侵入を確実に防止するための、水際対策の徹底 ○国民の不安解消に向けた、情報提供・相談体制の強化 ○感染拡大の防止に向けた、検査・医療体制の整備 ○国民の不安解消に向けた、統一的な対応方針の提示 ○感染拡大の防止に向けた、ワクチンの早期開発及び医療物資の確保 ○地域経済への影響を踏まえた対策の実施 ○早期終息に向けた、機動的な財政出動
2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言 【新型コロナウイルス緊急対策会議】	令和2年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見のための、検査体制の強化 ○感染拡大に対応するための、医療体制の強化 ○早期終息に向けた、ワクチンの早期開発及び医療物資の確保 ○国民の不安解消に向けた、情報提供・相談体制の強化 ○国民の不安解消に向けた、統一的な対応方針の提示 ○非常事態における国の対応の強化 ○国内侵入を確実に防止するための、水際対策の徹底 ○地域経済への影響を踏まえた対策の実施 ○早期終息に向けた、機動的な財政出動
3	新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言 【農林商工常任委員会】	令和2年3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の一斉臨時休業に伴う影響への対策 ○イベントの中止・延期等に伴う影響への対策 ○地域経済への影響を踏まえた対策 ○大胆な感染症対策の実施
4	新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言 【社会保障常任委員会】	令和2年3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○「医療版TEC-Force」の創設と派遣 ○必要な医療資機材をはじめとする物資の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・国によるマスクを初めとする物品の供給 ・民生用物資の安定供給 ○検査体制・治療体制の確立
5	新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言 【社会保障常任委員会】 【文教環境常任委員会】 【次世代育成支援対策PT】	令和2年3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○地方への配慮 ○子どもたちへの支援 ○放課後児童クラブ、放課後子供教室、放課後等デイサービス等への措置 ○衛生環境への配慮等 ○保護者・関係事業者等の負担の軽減
6	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言 【総務常任委員会】	令和2年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○法律の必要性等に関する国民への丁寧な説明 ○緊急事態宣言発動の判断基準・区域設定の考え方の事前明示 ○「政府行動計画」に基づく各種施策の再構築 ○私権制限を伴う措置を行う都道府県知事への配慮
7	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言 【社会保障常任委員会】 【総務常任委員会】 【危機管理・防災特別委員会】	令和2年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○医療現場等への供給等（マスク、ゴーグル等、簡易陰圧装置等） ○社会福祉施設等への供給（衛生物品） ○国の財源措置の柔軟な適用 ○イベント等の開催や事業活動を継続していく上での方針の明確化 ○さらなる地域経済対策の実施 ○患者情報等の都道府県への集約化
8	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言 【社会保障常任委員会】 【総務常任委員会】 【危機管理・防災特別委員会】	令和2年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○政府対策本部の設置、基本的対処方針の速やかな策定等 ○緊急事態宣言発動に当たっての都道府県知事との連携、混乱の防止、損失補償等財政措置 ○緊急事態宣言発動時の使用制限基準の見直し、緊急物資運送等の全国調整の主導
9	新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急提言 【文教環境常任委員会】	令和2年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○国の一斉臨時休業要請終了後の対応 ○臨時休業措置に必要な情報の共有
10	新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について 【農林商工常任委員会】 【地方税財政常任委員会】 【国土交通常任委員会】	令和2年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策の徹底 ○イベント自粛等に伴って生じる課題への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・金融支援策の強化 ・財政支援の強化 ・雇用調整助成金の要件緩和・拡充 ・農林水産物の価格安定制度の拡充及び販売促進対策の強化 ○これまでに無い大胆な地域活性化・経済対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・消費喚起対策の実施 ・地域の実情に応じた経済対策 ○地域の課題を踏まえた緊急対応策の検討

No.	件名 【実施機関】	要望日	要望項目
11	新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言 【新型コロナウイルス緊急対策本部】	令和2年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定 ○政府による国民に対する強力な注意喚起 ○感染状況に係る地域類型の基準について ○国と地方の緊密な情報共有 ○医師会や医療関係団体等に対する協力要請と合意形成 ○入院医療提供体制の整備に向けた国の支援 ○医療専門人材の広域融通制度の創設 ○医療現場等への供給等（マスク、ゴーグル等、簡易陰圧装置等） ○社会福祉施設等への供給（衛生物品） ○国の財源措置の柔軟な適用 ○イベント等の開催や事業活動を継続していく上での方針の明確化 ○水際対策の徹底 ○患者情報等の都道府県への集約化
12	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請 【地方税財政常任委員会】 【農林商工常任委員会】 【国土交通常任委員会】	令和2年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急経済対策（第一弾）に係る地方財政措置 ○「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等類似交付金制度の創設 ○「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の継続等
13	「緊急事態宣言」を受けての緊急提言 【新型コロナウイルス緊急対策本部】	令和2年4月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント等の開催や事業活動の自粛など感染防止のための協力要請に対する補償等 ○緊急事態宣言の対象地域から他の地域への感染リスクの拡散防止及び国民の行動変容を促すための注意喚起の徹底 ○命を守るための医療提供体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・医療現場等への医療物資の安定的な供給等 ・入院医療提供体制の整備に向けた国の支援 ・医療専門人材の広域融通制度への支援 ○地域の自由度の高い財政支援制度の創設 ○風評被害、差別意識の排除の推進
14	全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言 【新型コロナウイルス緊急対策本部】	令和2年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○感染防止の協力要請に対する補償と観光・宿泊・飲食等への救済措置 ○各道府県が実施する緊急事態措置の範囲 ○感染リスクの拡散防止及び国民の行動変容を促すための注意喚起の徹底 ○命を守るための医療提供体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン等の開発支援、アビガン等治療薬に関する情報共有等 ・医療物資の調達・供給、消毒用アルコール製造免許等の規制緩和 ・医療人材派遣の広域融通制度の創設 ○地域の自由度の高い財政支援制度の創設及び手続の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・「地方創生臨時交付金」及び「緊急包括支援交付金」の大幅な増額 ・「まなびの支援」に必要な財源の全額確保、学習環境の迅速な整備 ・学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ保護者負担金の無償化等の全額負担 ・大胆な事務の簡素化 ○地方における円滑な執務体制の確立 ○風評被害、差別意識の排除の推進 ○事態収束に向けたさらなる対策の検討
15	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言 【新型コロナウイルス緊急対策本部】	令和2年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○休業要請等 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置協力事業者等に対する協力金等の非課税措置 ・休業要請に関する業界団体への説明 ・セーフティネット保証5号対象外業種の指定業種への追加 ・国管理道路の規制、駐車場利用禁止等 ○国の緊急経済対策 <ul style="list-style-type: none"> ・「地方創生臨時交付金」総額の大幅増額 ・「緊急包括支援交付金」総額の増額 ・「持続化給付金」支給要件の緩和等 ・「雇用調整助成金」支給に係る改善措置 ・雇用保険特例措置 ・生活福祉資金貸付制度の更なる拡充（貸付上限額の拡大等） ・感染症対策の内示前着工 ・地方自治体への財源保証、地方消費税をはじめ減収補填債対象外税目の対象化 ・地域企業再起支援事業の事前着手 ○命を守るための検査体制・医療提供体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン等の開発支援、アビガン等治療薬に関する情報共有等 ・医療物資の調達・供給 ・感染患者の経過情報の都道府県への集約 ・国際与医療機関に対する感染症患者受け入れ拡大の働きかけ ・診療報酬の増額、空床確保に係る国庫補助単価の大幅引き上げ等支援 ・薬事承認、保険適用の迅速対応 ・離島における医療体制崩壊の防止（サーモグラフィーの調達・確保） ○事態収束に向けたさらなる対策の検討

No.	件名 【実施機関】	要望日	要望項目
16	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言 【新型コロナウイルス緊急対策本部】	令和2年4月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言発動・継続・解除基準等の説明 ・学校の休業・再開の基準、ガイドラインの明示 ・オンライン学習等学習機会の確保、9月入学制に係る議論 ・観光地の感染拡大防止対策 ・特措法に基づく「必要な協力の要請」に係る都道府県対策本部長の裁量権拡大 ・国民の行動変容を促進するための広報 ・感染終息後の次なる措置の検討 ○実効性ある感染症拡大防止対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・全国チェーン展開事業者に対する休業等要請、協力事業者への補償、都道府県知事の指示に従わない場合の罰則適用等措置 ・積極的疫学調査の実効性担保に向けた改善 ・患者情報の集約システムの構築 ・航空会社に対する水際対策（サーモグラフィ体温測定）徹底の要請、離島におけるサーモグラフィの調達・確保 ○命を守るために検査体制・医療提供体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン等開発支援、迅速な薬事承認 ・PCR検査受検機会の拡大、試薬・綿棒の調達・確保、医療物資の調達 ・医療従事者・医療機関への財政的支援、医療人材確保 ・診療報酬の増額、空床確保に係る国庫補助単価の大幅引き上げ ・軽症者に対する宿泊施設での療養の必要性の周知 ・感染防止策に関する指針 ・分娩、救急患者手術等に係るPCR検査の保険適用 ・高齢者・障害者入所施設等への支援 ・抗体検査の実施 ○緊急経済対策 <ul style="list-style-type: none"> ・国の補正予算予備費の活用に加え、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等総額の大幅増額 ・事業継続に向けた家賃の軽減等 ・地方自治体への十分かつ確実な財政措置 ・休業要請対象の行為・施設及び財源措置の明示 ・「持続化給付金」総額の増額、「雇用調整助成金」の改善措置 ・「特別定額給付金」の早期支給 ・雇用保険特例措置 ・緊急雇用創出事業等雇用の受け皿の確保、雇用支援策 ・無利子融資制度の拡充 ・農林水産事業者への支援、施設園芸品目への支援 ・マイナンバーの活用 ○風評被害の防止と個人情報保護の徹底
17	緊急事態宣言の期間延長を受けて（提言） 【新型コロナウイルス緊急対策本部】	令和2年5月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言の出口戦略と医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の解除及び特定警戒都道府県からの除外の基準の明示 ・防疫・医療提供体制の充実・強化のための支援 ・「新しい生活様式」基準の明示 ・都道府県をまたぐ移動自粛の呼びかけ ・特措法に基づく施設使用制限等指示に従わない場合の罰則等法的措置 ○強力な第2次補正予算の編成 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次補正予算編成への着手 ・「地方創生臨時交付金」等の飛躍的増額 ・中小企業等の家賃負担軽減等機動的対策 ○今次経済対策の早期かつ円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「持続化給付金」、「特別定額給付金」、「雇用調整助成金」支給に向けた環境の整備 ・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の柔軟な執行 ○未来を担う子どもたちの教育機会確保
18	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言 【新型コロナウイルス緊急対策本部】	令和2年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言解除等基準の明示 ・都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛の呼びかけ ・緊急事態宣言解除地域における防疫・医療提供体制整備支援 ・活動ガイドラインの明示 ・特措法に基づく施設使用制限等指示に従わない場合の罰則創設、法的措置 ○医療提供体制・検査体制の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・特効薬・ワクチンの早期実用化に向けた基金創設 ・PCR試薬・綿棒の確実な供給、妊娠婦等医療現場への検査対象の拡大 ・保健所等の物資、資機材、人材等支援 ・「緊急包括支援交付金」の弾力的措置 ○強力な第2次補正予算の編成 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次補正予算の編成着手 ・「地方創生臨時交付金」等の飛躍的増額 ・中小企業等の家賃など固定費の負担軽減、困窮学生に対する支援、緊急雇用対策、抜本的な経営支援策 ○今次経済対策の早期かつ円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「持続化給付金」、「特別定額給付金」、「雇用調整助成金」に係る支援環境の整備 ・「地方創生臨時交付金」等の柔軟な執行 ○未来を担う子どもたちの教育機会確保 <ul style="list-style-type: none"> ・学校再開時の学力格差の解消推進 ・GIGAスクール、オンライン学習等学習機会確保策の実施、9月入学制に係る議論 ○新しい生活様式の実現と抜本的な感染拡大防止対策の戦略的展開 <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい生活様式」実現のための事業別ガイドラインの作成 ・情報通信基盤の整備推進 ・緊急事態宣言解除後の感染者の早期発見・追跡・入院等戦略的展開 ・国・地方を通じた感染症対策に係る行政組織の検討 ・都道府県との協働による危機管理体制の確立

No.	件名 【実施機関】	要望日	要望項目
19	雇用調整助成金等に係る緊急提言 【農林商工常任委員会】	令和2年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○休業手当制度の理解促進 ○助成金制度の周知と利用促進 ○助成金制度の改善 ○体制等の強化 ○財源措置 ○雇用保険の特例措置
20	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「飛躍的増額」に向けた緊急提言 【地方創生対策本部】 【地方税財政常任委員会】	令和2年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○「地方創生臨時交付金」の飛躍的増額 ○臨時交付金を活用して行う多岐にわたる地方の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止及び医療・福祉サービス提供体制の一層の充実・強化 ・「新しい生活様式」を踏まえた社会経済活動の再興と活性化 ・デジタル・トランスフォーメーションの実現による明日への飛躍
21	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言 【新型コロナウイルス緊急対策本部】	令和2年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止の実効性のある対策 ○緊急事態宣言の解除検討に当たる圏域の一体性への配慮 ○ワクチン実用化や医療資機材供給等への支援、「緊急包括支援交付金」の飛躍的増額等 ○「地方創生臨時交付金」の飛躍的増額 ○今後の経済活動回復に向けた見通しと戦略 ○今後の感染拡大期へ向けた対応と9月入学制の検討
22	新型コロナウイルス感染症に伴う更なる地域経済対策に向けた緊急提言 【農林商工常任委員会】	令和2年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○経済・社会活動の回復に向けたコロナ対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続・雇用維持 <ul style="list-style-type: none"> ・融資上限の引き上げ、無利子期間の延長、信用保証協会損失補償の財政措置 ・雇用創出基金の創設 ・「持続化給付金」総額の増額等 ・中堅企業に係る資本金の出資 ・「雇用調整助成金」上限額・助成率の引き上げ等 ・休業者直接給付金制度の創設 ・地域企業等再起支援事業の柔軟な対応 ・家賃等固定費負担軽減措置 ・外国人技能実習生雇用経費負担の軽減 ○農林水産業への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛、花き、魚介類等生産者・加工者の事業継続支援 ・借入金償還期間の延長等 ・肥料、農業用種苗、飼料等の安定供給支援 ・木材需要の拡大 ・酒類の需給安定に向けた取組支援 ・主食用米の価格安定に向けた対策 ・航空輸送に係る経費支援 ・果実の緊急価格安定対策 ・国産農林水産物等販売促進緊急対策の対象拡大 ○V字回復に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー企業に対する支援 ・デジタルトランスフォーメーションの加速 ・5Gの整備促進 ・新しいビジネスモデルの促進に向けた環境整備、労働法制・社会保障制度の改正 ・「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」制度設計 ・観光関連産業、飲食・サービス業等に係る支援 ・「Go To Eat キャンペーン」の円滑な実施
23	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申し入れ 【新型コロナウイルス緊急対策本部】	令和2年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○PCR等検査体制の強化、都道府県への財政支援（検査体制、医療提供体制） ○「Go To Eat キャンペーン」の効果的な制度設計 ○テレワーク、ワーケーション等推進のための環境整備 ○全国知事会との協議の場の随時開催
—	全国知事会議 各種提言	令和2年6月4日	

